注８　電柱等への共架について、その所有者等の承諾を得ている場合は、その承諾書の写しを、承諾を得ていない場合は、当該承諾を得る見込みがあることを記載した書面をそれぞれ添付すること。

注９　地方公共団体、独立行政法人都市再生機構若しくは地方住宅供給公社（以下「地方公共団体等」という。）が建設し、かつ、管理する住宅若しくは造成し、かつ、管理する宅地の施行地区内又は地方公共団体等が施行する市街地再開発事業（事業完了したものを除く。）若しくは防災建築街区造成事業（事業完了したものを除く。）の施行地区内に施設を設置しようとする場合にあつては、その設置について、当該地方公共団体等との協議が整つたことを証する書面の写しを添付すること。

４　受信障害区域における電界強度

受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合又は受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村の区域において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義務再放送を行う場合における当該受信障害区域における電界強度のデータ

別表第三十二号（第136条第１項関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住　　所
（ふりがな）
氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

登録申請者が放送法第128条第１号から第５号までに該当しないことを誓約します。

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第三十三号（第136条第２項第１号関係）

事業計画書

（別紙）
□⑴　役員等に関する事項
□⑵　放送番組の編集の基準
□⑶　放送番組の編集に関する基本計画
□⑷　週間放送番組の編集に関する事項
□⑸　放送番組の審議機関に関する事項
□⑹　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑺　一般放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要

長辺　　短辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

提出する書類	備考
⑴ ⑵　（注） ⑶　（注） ⑷ ⑸　（注） ⑹ ⑺	（注）　法第８条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う一般放送の業務の場合は、提出を要しない。

注２　事業計画書の別紙記載等は、次によること。また、同欄の□には、注の表の区分に従つて該当する事項にレ印を付けること。

⑴　別紙⑴は、次の様式により記載すること。（申請者が団体であるときはこれに準ずること。）

ふりがな 委員の氏名	住所	役名	担当部門	兼職	備考

（注１）　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
（注２）　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「（代）」の文字を、常勤の役員については役名の後に「（常）」の文字を付記すること。
（注３）　兼職の欄は、放送業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを（注２）に準じて記載すること。
（注４）　備考の欄は、次の事項を記載すること。
ア　発起人又は発起人代表であるときはその旨
イ　予定のものについてはその旨
（注５）　役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

⑵　別紙⑵は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

⑶　別紙⑶は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案をテレビジョン放送、ラジオ放送及びその他のものに区分して記載すること。
（注１）　同時再放送に係るものについては、記載を要しない。
（注２）　有料の一般放送を行う場合は、その旨を記載すること。
（注３）　対象とする受信者層を限定するための具体的措置を講じる場合は、その措置について記載すること。

⑷　別紙⑷は、放送番組表（同時再放送に係るものである場合を除く。）、他から供給を受ける放送番組の時間等及び同時再放送を行う放送番組について、次のア、イ及びウの様式によりそれぞれ記載すること。

ア　放送番組表

曜日 時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
合　計　時間　分（　%）					備考		

（注１）　１週間の放送番組の代表例を記載すること。
（注２）　個々の番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。
（注３）　有料の一般放送を行う事業者の場合は、合計欄内にその放送に係る放送時間及び比率を（　）で再掲すること。